

令和 9 年度

青森県立学校実習助手及び寄宿舎指導員採用候補者 選考試験の実施について

青森県教育委員会

受 付 期 間 令和 8 年 9 月 24 日（木）～10 月 23 日（金）
 ※土曜日・日曜日・祝日を除く
 ※郵送の場合は、令和 8 年 10 月 23 日（金）の消印のあるものまで有効

第一次試験 令和 8 年 11 月 7 日（土）

第二次試験 令和 8 年 12 月 6 日（日）

1 目的

この選考試験は、令和 9 年度の青森県立学校実習助手及び寄宿舎指導員の採用候補者を選考するために行います。

2 試験区分、募集人員及び配置先

試 験 区 分		募集人員	配 置 先
実習助手	情 報 系	1 名程度	高 等 学 校
	家 庭 科 系	1 名程度	
	工 業 系	3 名程度	
	水 産 系	1 名程度	
	特別支援系	1 名程度	特別支援学校
寄宿舎指導員		2 名程度	

3 試験内容

(1) 第一次試験

ア 教養試験

実習助手及び寄宿舎指導員として必要な一般教養における知識、理解力、思考力等に関する資料を得るため、筆記試験を実施します。

イ 専門試験

実習助手及び寄宿舎指導員として必要な専門分野における知識、理解力、思考力等に関する資料を得るため、試験区分に応じた筆記試験を実施します。

(2) 第二次試験

実習助手及び寄宿舎指導員として必要な資質・能力・適性、職務への熱意等に関する資料を得るため、個人面接を実施します。

4 受験資格

- (1) 昭和 51 年 4 月 2 日以降に生まれた者。ただし、現に青森県立学校の職員（任期付職員、臨時的任用職員及び非常勤の職員は除く。）である者については、年齢は制限しない。
- (2) 高等学校卒業以上の学歴を有する者（高等学校卒業と同等以上の学力があると認められる者を含む。）又は令和 9 年 3 月 31 日までに高等学校を卒業見込みの者。

(3) 地方公務員法第 16 条で規定している欠格条項に該当しない者。

(参考) 地方公務員法第 16 条で規定している欠格条項

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 青森県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(4) 令和 8 年 12 月 25 日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 8 項に規定する特定性犯罪事実該当者ではない者。

※ こどもと接する業務に従事するに当たっては、同法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

詳細は、県教育委員会のホームページを確認してください。

(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-kyoin/tokutei_seihanzai.html)



(県教育委員会ホームページ)

5 職務等

(1) 実習助手の職務

それぞれの分野に関する実験又は実習について、教諭の職務を助けること。

なお、実習助手（水産系）にあつては、水産高等学校の実習船に乗り組んで行う航海実習があります。

(2) 寄宿舎指導員の職務

特別支援学校における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導を行うこと。

(3) 給与

初任給（給料、教職調整額及び教員特別手当の合計額）は、234,000 円程度（高等学校新卒者の場合（令和 8 年 4 月現在））であり、6 月及び 12 月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に応じて通勤手当、扶養手当、住居手当等が支給されます。

(4) 採用予定

令和 9 年 4 月 1 日とする。

6 試験の日程等

(1) 第一次試験

ア 期	日	令和 8 年 11 月 7 日（土）
イ 場	所	青森県庁西棟 8 階大会議室（青森市長島一丁目 1-1）
ウ 日	程	9 : 30 ～ 10 : 00 受付 10 : 00 ～ 10 : 10 諸連絡 10 : 10 ～ 11 : 10 教養試験 11 : 30 ～ 12 : 30 専門試験
エ 持参すべき物		○ 受験票 ○ 筆記用具、定規、コンパス

(2) 第二次試験

ア 期	日	令和 8 年 12 月 6 日（日）
イ 場	所	青森県総合社会教育センター（青森市荒川字藤戸 119-7）

※ 日程等については、第二次試験の受験対象者（第一次試験合格者）に通知します。

7 出願の方法

(1) 志願書の受付

- 受付期間 令和8年9月24日(木)～10月23日(金) (土曜日・日曜日・祝日を除く。)
- 受付時間 午前9時～午後5時15分
- ※ 郵送の場合は、令和8年10月23日(金)の消印のあるものまで有効です。
- ※ 封筒の表に「実習助手(又は寄宿舍指導員)出願」と朱書きしてください。

(2) 出願先・問合せ先

〒030-8540 青森市長島一丁目1-1

〔実習助手(情報系・家庭科系・工業系・水産系)〕

青森県教育庁教職員課 高等学校人事グループ(電話 017-734-9881)

〔実習助手(特別支援系)、寄宿舍指導員〕

青森県教育庁学校教育課 特別支援教育推進室(電話 017-734-9882)

(3) 出願書類等

- ① 志願書(横3.5cm×縦4.5cmの写真1枚を所定の箇所に必ず貼ること。)
 - ② 受験票及び受験票《控》(横3.5cm×縦4.5cmの写真2枚を所定の箇所に必ず貼ること。)
 - ③ 最終卒業(修了)学校の卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書
 - ④ 個人調書
 - ⑤ 志願書の免許資格欄に記載した免許状・資格証明等のコピー
 - ⑥ 第一次試験受験票返送用封筒(長形3号)
 - ⑦ 試験結果通知用封筒(長形3号)
- 〔⑥及び⑦には、110円切手を貼り、住所・氏名(「様」も記入)・郵便番号・試験区分を明記してください。〕
- ※ 受理した書類は、返却しません。

8 第一次試験会場(青森県庁西棟8階大会議室)



※ 県庁の駐車場は使用できませんので、公共交通機関で御来場いただくか、周辺の民間駐車場(有料)を御利用ください。

9 志願書の入手方法

志願書は、県教育委員会ホームページ（https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-kyoin/9jisshujoshusaiyo_00.html）からダウンロードできます。

原則として、出願者は各自ダウンロード・印刷し、出願してください。（ダウンロード・印刷ができない場合に限り、以下のとおり郵送による請求を受け付けます。）

※ 郵送で請求する場合

志願書の郵送を希望する場合は、郵便番号・住所・氏名（「様」も記入）を記載し、140 円切手を貼った角形 2 号の返信用封筒を同封し、青森県教育庁教職員課宛てに請求してください。

なお、封筒の表に「実習助手（又は寄宿舍指導員）志願書請求」と朱書きしてください。

10 選考方法

(1) 第一次試験

筆記試験の結果を基に、出願時の提出書類等の内容（個人調書の内容等）を考慮し、総合的に判断して選考を行います。

(2) 第二次試験

面接の結果を基に、第一次試験選考資料を考慮し、総合的に判断して選考を行います。

11 結果の通知

第一次試験及び第二次試験の結果について、以下のとおり各受験者へ通知します。

なお、試験結果の口頭による開示は行いません。

	通 知 内 容	通 知 時 期
第一次試験	合否の結果、筆記試験の得点及び試験区分ごとの総合ランク	令和 8 年 11 月下旬
第二次試験	合否の結果、試験区分ごとの総合ランク	令和 8 年 12 月下旬